

質疑及び回答

令和 5 年 6 月 13 日付け 5 清工第 163 号で公告した高知市清掃工場電力需給に係る一般競争見積の質疑について次のとおり回答します。

| 番号 | 質疑 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 弊社では、基本料金単価及び電力量料金単価（夏季単価・その他季単価）のみの設定となっております。見積書に単価を記載する場合、ピーク単価設定なし、夏季昼間単価及び夏季夜間を同一の単価、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を同一の単価として記載及び作成してよろしいでしょうか。 | 各種単価が同一であることは構いません。特定の単価を設定しないということではできません。 |
| 2 | 仕様書 9 (2)①に使用電力量が 0kW の月は「本線基本料金＝本線契約電力×基本料金単価 2」とありますが、弊社では基本的に使用電力量が 0kWh の場合は「契約電力×基本料金単価÷2」として計算いたします。よって使用電力量が 0kWh の月の基本料金単価を設定しているわけではないのですが、見積時にあたっては、基本料金単価の半額単価を記載、実際の契約では基本料金単価 2 は設定しないというのは可能でしょうか。 | 使用電力量が 0kW の月の基本料金の金額は、仕様書に定める方法での算定と同額になるのであれば、ご提示の算定式でも構いません。ただし、見積書及び契約書には基本料金単価 2 の金額を記載していただきます。なお、基本料金単価 2 の金額は、ご提示の計算式と結果が異なるように設定してください。 |
| 3 | 仕様書別表に記載している予定使用電力量について、使用量が「0」とされている月は、基本的に稼働することはないと理解してよろしいでしょうか。 | 当工場はごみ処理発電を行っており、使用量が「0」の期間中も工場自体は稼働していますが、基本的には外部からの電気を使用することはありません。 |
| 4 | 現在の電力供給者を教えてください。 | 現在の供給者は四国電力株式会社となります。 |
| 5 | 対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨をお知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合があります。 | 現在の供給者は四国電力株式会社となります。また、最終保障契約ではありません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 6 | 初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。 | 該当の施設はありません。 本件の需要設備には、全て自動検針機能付きの電力量計が設置されています。 |
| 7 | 仕様書 6 (3)に「検針日は毎月 1 日とする」と記載がありますが、現在の検針日（計量日）を教えてください。 | 現在の検針日（計量日）は毎月 1 日となります。 |
| 8 | 現供給の検針日（計量日）が 1 日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1 日」に変更となりますので、ご容赦ください。 | 質疑番号 7 のとおりです。 |
| 9 | 仕様書 8 (1)に関して、検針日（計量日）はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますがよろしいでしょうか。（例：使用期間が 3/1～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00） | 構いません。 |
| 10 | 蓄熱割引等の適用が出来ませんがよろしいでしょうか。 | 構いません。 |
| 11 | 電気をまったく使用しない月の基本料金は、今回の競争見積に当たっては内訳どおり基本料金単価を調整しますが、弊社が落札した場合の実際の請求にあたっては、算出方法については基本料金単価を調整ではなく、下記の計算方法で調整することとなりますがよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、以下のとおりです。 基本料金（未使用月）=契約電力(kW)×基本料金単価(円)×0.5（力率割引なし） | 質疑番号 2 のとおりです。 |
| 12 | 見積書に記載する金額は税込金額の認識でよろしいでしょうか。 | 構いません。 |
| 13 | 契約電力を越えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を越えた場合は、超過料金が発生しますがよろしいでしょうか。 | 契約電力の変更は協議によることとします。超過料金については、仕様書 12 によることとします。 |

| | | |
|----|---|--|
| 14 | 現在の契約電力を教えてください。 仕様書の契約電力（3,100kW）と現在の契約電力が異なる場合は、切替時に変更理由等が必要になります。また、契約電力の変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。 | 現在の契約電力は、3,100kW です。令和5年9月までの間に契約電力を変更する予定はありません。 |
| 15 | 請求時の電気料金の計算方法は、基本料金、電力量料金及び燃料調整費額それぞれ銭未満を四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切捨てとなりますがよろしいでしょうか。 | 電気料金の算出方法は、仕様書8(2)によります。 |
| 16 | 1施設の電気料金の支払いが複数からなることはありますか。 | 該当する件は、ありません。 |
| 17 | 見積書に記載する日付に指定はありますか。 | 見積書に記載する日付は、見積書発送日を記載してください。 |
| 18 | 契約締結後、契約書に記載が無い事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。 | 構いません。 |
| 19 | 地域の旧一般電気事業者において、燃料調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、弊社においても同様に見直しを行う可能性がありますか。 | 仕様書10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとなります。 |
| 20 | 地域の旧一般電気事業者が料金の改定をした場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議のうえ契約単価等の変更は可能ですか。 | 原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第18条に規定する場合を除きます。 |
| 21 | 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。 | 構いません。 |

| | | |
|----|---|---|
| 22 | <p>仕様書 14 及び 15 に関して「計量データを請求書とともに郵送又は電子データ送付する」とありますが、弊社では使用電力量等や請求明細データ提供は、Web 上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがありますので、こちらのサービスを利用いただくことでよろしいでしょうか。請求書及び請求金額の内訳は別途郵送致します。</p> | <p>構いません。</p> |
| 23 | <p>電気の契約を締結した場合には、その契約内容を 1 年間継続していただくことを原則とし、1 年未満の使用の場合は、臨時電力の料金が適応されます。契約を締結した後、1 年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を 1 年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適応したものととして後日料金を精算することは可能でしょうか。</p> | <p>契約の解除の理由によっては、相当する料金の請求は可能です。</p> |
| 24 | <p>見積結果について、公開方法及び範囲を教えてください。</p> | <p>公開方法は、本市の Web ページに見積結果が記載された電子ファイルを掲載することによります。公開範囲は、見積書に記載された各種単価及び予定使用電気料金です。</p> |
| 25 | <p>業務履行実績調書に記載する契約は、1 か所あたり 1,000,000kWh 以上の供給が必要でしょうか。もしくは、記載した契約全てを合わせて 1,000,000kWh 以上の供給でもよろしいでしょうか。</p> | <p>1 つの契約の中に複数施設があり、その合計が 1,000,000kWh 以上の場合は実績として認められますが、複数の契約を合わせて 1,000,000kWh 以上となる場合は実績として認められません。</p> |
| 26 | <p>業務履行実績調書に記載する「電気を供給した期間」の欄には、添付する根拠書類の 1 年間分の期間を記載するのか、もしくは実際の契約期間を記載するのでしょうか。</p> | <p>実際の契約期間を記載してください。</p> |
| 27 | <p>請求書発行の際、押印は必要でしょうか。また、押印が必要な場合は今回送付する使用印鑑届に押印した印鑑と同じものが必要でしょうか。</p> | <p>本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は、押印が不要となります。それ以外の場合は、使用印鑑届に押印された印鑑の押印が必要となります。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 28 | 現在の電力供給会社及び検針日（計量日）を教えてください。 | 現在の電力供給会社は四国電力株式会社となります。また、検針日（計量日）は毎月1日となります。 |
| 29 | 自動検針装置は設置されていますか。 | 質疑番号6のとおりです。 |
| 30 | 自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力（kW）を教えてください。また、使用予定期間を教えてください。 | 該当する契約は、ありません。 |
| 31 | 見積書に記載する日付は、作成日でしょうか。 | 質疑番号17のとおりです。 |
| 32 | 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止し、電子化へ移行しております。お客様にはお客様専用 Web ページにて請求書を確認いただくこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Web からダウンロード可能） | 構いません。 |
| 33 | ご請求について、弊社では供給敷地内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事ができません。よろしいでしょうか。 | 構いません。 |
| 34 | 弊社の請求書は、原則翌日10日までに Web サイト上で開示、請求書受領後30日以内（翌々月15日まで）に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、よろしいでしょうか。 | 構いません。 |
| 35 | 施設において建築及び増設に係る移転はありますか。また、契約開始直近6ヶ月前後（2023年4月供給開始の場合→対象2022年10月～2023年6月）に引込位置の移設、変更、工事及び設備工事（設置及び撤去含む）の予定はありますか。また、契約開始後に発生した工事に関しては工事予定2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 | 本契約に係る工事等の予定はありません。発生した場合は協議します。 |

| | | |
|----|--|---|
| 36 | 見積結果について、公開方法及び範囲を教えてください。あるいは見積結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。 | 見積結果の通知については、公告別紙10(1)のとおりです。見積結果の公開については、質疑番号24のとおりです。 |
| 37 | 見積結果通知から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定及び約款などの変更があった場合には、見積金額について協議を行うことは可能でしょうか。 | 原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書（案）第18条に規定する場合を除きます。 |
| 38 | 競争見積の仕様書及び契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料調整単価算出式を適応されている方が対象の質疑となりますが、見積結果通知から供給開始までの間にエリアを管轄する電力会社の燃料調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられている場合、応札額の変更協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | 仕様書10(3)のとおり、燃料調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとしします。その他の項目については、契約書（案）第18条に該当する場合協議のうえ契約の変更が可能な場合があります。 |
| 39 | 電気利用者の利益保護の観点及び見積金額の算出を行うため、見積書を提出させていただき各施設の直近1年分の30分値の提供をお願いしています。現小売電気事業者より「直近1年間の30分データ」をエクセルデータにて提出いただくことは可能でしょうか。 | 昨年度における電気の需要は例年と異なるため、直近1年間の使用電力量の開示では目的が果たされないおそれがあります。つきましては、使用電力量の「直近3年間の実績電力量30分データ」を別紙のとおり公開します。なお、例年、電気の需要は、6月、12月及び1月に計画されています。ただし、焼却炉の運転状況次第で需要が計画されていなかった月に電気を使用することもあります。 |
| 40 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しを提出いただくことは可能でしょうか。 | 構いません。 |

| | | |
|----|--|---|
| 41 | <p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はありますか。契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社の承認が必要となるため、希望に添えない場合があります。また、見積時の算定条件と異なることとなるため、弊社からあわせて単価変更の提示と協議を依頼する場合がありますが、ご了承ください。</p> | <p>契約電力を変更する予定はありません。変更する場合は協議します。</p> |
| 42 | <p>契約開始前に、仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力での契約となりますがよろしいでしょうか。</p> | <p>協議により決定することとします。</p> |
| 43 | <p>公告 12(3)に「通知を受けた日から起算して 10 日以内に本市と契約を締結しなければならない。」とありますが、どの時点（両者が押印した契約書を受領した時点等）で契約締結とみなされるのでしょうか。</p> | <p>本市と契約相手方との協議により作成された契約書に記載された日が契約締結日となります。</p> |
| 44 | <p>公告 12(3)に「通知を受けた日から起算して 10 日以内に本市と契約を締結しなければならない。」とは、土日祝日を含みますか。また、この期間について延長の協議は可能でしょうか。</p> | <p>土日祝日を含みます。ただし、10 日目が本市の閉庁日の場合は翌開庁日が期限となります。なお、期間の延長はできません。</p> |